

山梨県障害者幸住条例改正の必要性

1 障害者福祉に係る国内法の整備推進

平成 18 年 12 月に国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択されて以降、障害者福祉に係る法律が整備されてきた。県ではこれまで国の動向を注視してきたが、障害者差別解消法の制定（H25.6）で法律の整備に区切りがつき、平成 26 年 1 月に国が条約を批准したことを受け、これまでの各種法改正を踏まえた上で障害者幸住条例を改正する必要がある。

| 年月 | 施行法律 | 主な概要 |
|--------|-------------------|--|
| H17.4 | 発達障害者支援法 | 発達障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者支援センターの設置 等 |
| H18.4 | 障害者自立支援法 | 就労支援の強化、「障害程度区分」によるサービス基準の明確化 等 |
| H18.6 | バリアフリー新法 | 高齢者や障害者等の移動の円滑化 等 |
| H18.12 | 障害者の権利に関する条約の国連採択 | |
| H23.8 | 改正障害者基本法 | 難病に起因する障害の整理、障害者に対する差別の禁止、雇用促進 等 |
| H24.10 | 障害者虐待防止法 | 国などに障害者虐待の防止等のための責務を課す 等 |
| H25.4 | 障害者総合支援法 | 障害者サービスの一元化、公平なサービス利用、国の財政責任の明確化 等 |
| H25.6 | 障害者差別解消法 | 差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 等 施行は H28.4 から |
| H26.1 | 障害者の権利に関する条約批准 | |

2 障害者幸住条例の意義

障害者幸住条例は、「障害者の自立と社会参加の促進」を目的に平成 5 年に制定し、障害者が生きがいを持って幸せに暮らすことができる社会の実現を推進してきた。条例の意義は、現在でも薄れることはないが、制定から 20 年余が経過し、上記(1)に記載した法改正も進む中で、障害者の自立と社会参加を促進することにとどまらず、障害がある人もない人も等しく生活できる「共生社会」の実現が求められている。このため、障害者幸住条例の内容を見直し、障害者施策を一層促進する必要がある。